

## 富士山新交通システム調査検討業務仕様書

### 1 目的

本業務は、令和3年2月に策定した「富士山登山鉄道構想」について、令和5年度に進めた検討の深掘りとともに、現時点での技術水準や先行事例に照らした既存交通システムの比較、新たなシステムの導入可能性の調査により、富士山が抱える諸課題の解決、地域の価値向上に寄与する交通システム選択につなげることを目的とする。

### 2 委託業務名称

富士山新交通システム調査検討業務

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

ただし、(4)については令和6年9月6日まで

### 4 委託業務内容

項目		内容
(1)	LRTシステム導入のための課題精査	インフラ・給電システム整備に要する課題の検証とともに、机上の運行シミュレーションを実施することで、LRT導入のための課題を精査する。
(2)	新たな交通システムの検討	次の観点から富士スバルラインでの運行を前提とした各種交通システムの比較検討・導入可能性調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 動力源別の交通システムの運行状況及び開発動向</li><li>・ 自動運転の導入可能性</li><li>・ エネルギー源を含めた環境負荷面への影響度合い</li><li>・ 経済面を含む、地域への影響度合い</li><li>・ 法的面での適合性</li><li>・ 事業採算性の概略</li><li>・ メーカーや研究機関へのヒアリングを通じた開発可能性調査</li></ul>

(3)	事業の実施方式の検討	整備から運営に至る事業実施について、官民連携の各手法の法的位置づけ、活用状況、メリットと留意点の整理を行う。
(4)	調査結果中間報告書の作成	各機関との協議等に使用可能な説明資料として、(2)について、9月時点での中間報告書を作成する。
(5)	課題認識の共通化	令和5年10月に設立した事業化検討会において、技術面・事業化面・法制度面での課題認識や方向性の共通化、具体化に向けた主要検討テーマの整理を行う。

## 5 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

### (1) 業務実績報告書

本業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）を整理し、実績報告書としてとりまとめること

体裁：A4判縦（A3判の折込可）、横書き、フルカラー

部数：10部

### (2) 調査結果中間報告書

体裁：A4判横、横書き、フルカラー

部数：10部

### (3) 電子データ

(1)(2)の電子データをWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）及び印刷可能な解像度のPDF形式で納入すること。

## 6 留意事項

(1) 本業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本業務により知り得た個人情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士山新交通システム調査検討業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (4) 本業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (6) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、本業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、本業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、本業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

## 7 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。